

# 仕様書

平成 30 年 12 月 日

## 1. 調達件名

平成 30 年度 関係人口増加プロジェクト事業

## 2. 背景及び目的

東日本大震災の発災から 7 年が経過し、被災地（岩手県、宮城県及び福島県をいう。以下同じ。）において、今後は産業・生業の再生の観点から、事業の再開、販路の拡大とともに、人材を呼び込むという新たな課題に対処していくことが求められている。

また、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受入を契機に雇用管理や経営改善により、被災地企業自らの人材獲得力を向上させる事業の実施が求められている。

こうした状況の中、現在、外部からの人材確保対策の一環として、被災地への移住の促進に向けた事業や定住人口の増加を目的とした事業も多く実施されている。しかし、被災地に魅力を感じていても、被災地への移住を直ちに決断することは難しいと考えられる。

そこで、まずは、都市部に住む、被災地の復興に何らかの関心を持つ者と、課題解決や新規事業に取り組む被災地企業等との接点を持つ場を設けることにより、その後、被災地の課題解決や仕事を通じた関係性を保ちながら定期的に訪問する層（関係人口）の形成・増加を目指す。

## 3. 業務内容

### (1) 都市部におけるワークショップ等の開催

被災地と関係を築くきっかけづくりとして、①有識者等による被災地の復興状況や魅力等についての講演、②被災地企業の経営者による具体的な取組や抱えている課題等の講演、③参加者による当該課題の解決や魅力などについての意見・提案を受けた被災地企業の経営者等との双方向のワークショップ等を行う。

#### イ. 企画・実施

(イ) 有識者等を招いて、被災地の復興状況や被災地企業が抱える課題、魅力等について講演させること。

(ロ) 被災地の企業の経営者を招いて、具体的に立ち上げたい新規事業、行っている取組、事業や取組に当たって生じている問題等について講演させること。

(ハ) 参加者にどのような協力や課題解決方法等があるか等について、被災地の課題解決に専門性を有する者からの助言を得つつ話し合わせることに。

また、実際に被災地に移住した者や定期的に通っている者が自身の活動や体験について話す機会を設けること。

(ニ) 参加者に(2)「被災地ツアー」への参加勧奨を行うこと。また、復興庁で実施している他の人材確保事業等の周知・広報を行うこと。

(ホ) 主に首都圏において開催することとし、3回程度開催すること。

#### ロ. 広報・集客

(イ) マスメディアや公的機関等(都道府県、市町村及びそれらの出先機関、労働局、ハローワーク、商工会議所・商工会、組合等、有効と考える周知先)に向けてのPR活動を行うこと。

(ロ) フライヤー 1,000部  
ポスター 1,000部  
パネル 1,000部  
パンフレット 1,000部  
の作成を行うこと。

#### ハ. 運営

(イ) 進行資料、配布資料の作成を行うこと。

(ロ) 会場の確保、会場設営及び撤去、資料準備を行うこと。

(ハ) 被災地からの参加者(講演者を含む)については、旅費を支払うこと。また、講演者に対しては、謝金を支払うこと。

#### (2) 被災地ツアーの開催

被災地により強く関心をもってもらうため、首都圏に在住する者等を対象に、被災地において、UIJターンの受入れに積極的で、かつ先進的な取組を行っている企業や外部人材の力を借りたいと考えている企業を訪問し、直接、対話等を行う被災地ツアーを実施する。

#### イ. 企画

(イ) 被災地との関わりを強くすることを目的として、被災地の状況の見学などを行うこと。

(ロ) 被災地の訪問後、参加者が関係人口の増加に資する被災地企業の魅力や課題などを話し合うワークショップを開催すること。

(ハ) 被災地の各県1回以上開催すること。

(ニ) 1回あたりのツアーの定員は40名以内とし、宿泊を伴うものとする。

#### ロ. 広報・集客

(イ) マスメディアや公的機関等(都道府県、市町村及びそれらの出先機関、労働局、ハローワーク、商工会議所・商工会、組合等、有効と考える周知先) に向けての PR 活動を行うこと。

(ロ) フライヤー 1,000 部

ポスター 1,000 部

パネル 1,000 部

パンフレット 1,000 部

の作成を行うこと。

#### ハ. 運営

(イ) 進行資料、配布資料の作成を行うこと。

(ロ) 会場の確保、会場設営及び撤去、資料準備を行うこと。

(ハ) 現地の案内人等に対して旅費及び謝金を支払うこと。

#### (3) アンケート調査等の実施

(1) 及び(2) の参加者に対し、関係人口を増加させるために必要と思われる取組に関するアンケート及びヒアリングを実施し、その結果を分析の上、報告書に取りまとめること。

#### 4. 履行期限

平成 31 年 3 月 29 日 (金)

#### 5. 納入物

(1) 事業報告書(紙媒体) 10 部

(2) 事業報告書(CD-R) 2 式

本事業の事業報告書は二次利用可能な資料として公開されることを前提としている。二次使用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、事業報告書の当該箇所に出典等を明示し、当該データのリストを作成すること。

#### 6. 業務の進行

(1) 全体スケジュール

イ. 1 月

被災地企業が抱える課題についてヒアリング

ロ. 1 月～3 月

都市部におけるワークショップ等及び被災地ツアーの開催

ハ. 3 月

成果のまとめ

## (2) 業務の実施体制

- イ. 全ての担当者が本業務の背景と目的を十分に理解し、業務内容の実施に必要な能力を有すること。
- ロ. 担当者の異動や病気等により実施体制の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ報告し、承認を得ること。  
なお、代行する者には業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ハ. 本業務の円滑な運営を図るため、プロジェクト管理者は、当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。
- ニ. 前各項を満たさず業務の適切な実施に支障が生ずるおそれがあると当庁が判断した場合には、当庁の指示に応じて適切な措置を講ずること。

## (3) 業務の再請負について

- イ. 本契約の全部を一括して再請負させてはならないこと。
- ロ. 本契約の一部を再請負させる場合には、事前に再請負先の住所、名称、再請負を行わせる業務範囲、再請負を行う必要性、再請負先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならないこと。
- ハ. 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、書面による報告を求めることができること。
- ニ. 前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならないこと。

## 7. その他特記事項

### (1) 全般

提案、報告及び相談はすべて書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。

### (2) 瑕疵担保責任について

- イ. 請負者は、当庁に対して提供したサービス又は成果物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
- ロ. 請負者は、本成果物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合には、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ハ. 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は成果物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ニ. 当庁は、請負者が提供したサービス又は成果物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができない時は、契約の解除をすることができる。

### (3) 著作権等の取り扱い

イ 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次の（イ）、（ロ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（イ）請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（ロ）請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

ロ 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

ハ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### (4) 守秘義務

イ 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏えいしてはならない。

ロ 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体すべてを当庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

### (5) その他

イ 本件は、企画競争方式の手続を経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については、誠実に履行すること。

ロ 本仕様書に疑義が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、当庁と速やかに協議しその指示に従うこと。

ハ 本仕様書により難しい理由が生じたとき、本業務の目的及び趣旨の範囲内で必要と考えられる事項について、当庁と協議の上、必要な対応を行うこと。

以 上